

公立大学法人宮城大学定年前再雇用短時間勤務職員規程

令和2年2月26日

規程第178号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定年規程（令和6年宮城大学規程第197号。以下「定年規程」という。）第9条第5項の規定により、定年前再雇用短時間勤務職員について必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 定年前再雇用短時間勤務職員の任期は、採用の日から定年退職日相当日（定年規程第9条第1項に規定する定年退職日相当日をいう。）までとする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員には、試用期間を設けないものとする。

第3条 (削除)

(所定労働時間等)

第4条 定年前再雇用短時間勤務職員の所定労働日は、月曜日から金曜日までの間で理事長が定める。

2 定年前再雇用短時間勤務職員の1週間の所定労働時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が定める。

3 定年前再雇用短時間勤務職員の1日の所定労働時間は、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で理事長が定める。

4 定年前再雇用短時間勤務職員の休憩時間は、1時間とする。

5 定年前再雇用短時間勤務職員の休日は、次に掲げる日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において設けることができる。

一 日曜日（法定休日）

二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

四 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

(年次有給休暇)

第5条 定年前再雇用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、1暦年につきその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が別に定める。

2 退職後に引き続き定年前再雇用短時間勤務職員となった者の当該年末までに付与される年次有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、当該退職時においてその者が有する年次有給休暇の日数及び時間数とする。

3 定年前再雇用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、就業規則（平成21年宮城大学規程第3号。以下「就業規則」という。）に定める職員の例による。

第4編人事労務 定年前再雇用短時間勤務職員規程

- 4 定年前再雇用短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、その者の所定労働時間を考慮し理事長が別に定める時間をもって1日とする。

(特別休暇)

第6条 定年前再雇用短時間勤務職員には、就業規則に定める職員の例により、特別休暇を与える。

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員が1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、理事長が別に定める時間数をもって1日とする。

(退職手当)

第7条 定年前再雇用短時間勤務職員に対しては、退職手当は支給しない。

(委任)

第8条 この規程及び法人のその他規程に定めるもののほか、定年前再雇用短時間勤務職員に関し必要な事項は、宮城県の定年前再雇用短時間勤務職員の例による。

附 則 (R2.2.26 第158回理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 暫定再雇用職員（定年規程附則（令和6年4月1日施行）第5項、第6項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）であって定年規程第9条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、本規程の規定を適用する。